

内容量の表示方法の見直しについて

内容量の別途記載について、加工食品品質表示基準において以下のように対応。

加工食品品質表示基準改正案第 4 条第 2 項に、以下の条文を追加する。

内容量を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第 1 号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

内容量の別途記載（イメージ）

